

「業法適用除外」「経過措置期間延長」

4月以降も取り組み強化

共済の今日と未来を考える懇話会

共済の今日と未来を考える懇話会は、自主共済が従前どおり健全に運営できるように、「新保険業法の適用除外」と「3月31日までを期限とする経過措置期間延長」の実

現を求めてきた。延長は実現しなかつたが、

3月24日の、4野党（民主・共産・社民・国民新）と無所属議員共同に

心となる4団体は、日本労働者山岳連盟（労山）、全日本民主医療機関連合会（民医連）、全

月31日までを期限とする「新保険業法見直しを求

めの法律案」の提出を大

だ。

4月に入り、同会（中

4月1日には、「与野

党が共同して自主共済を

救済するため、実効ある

措置を早急に講じるよう

要求する」との声明を発

表。「共済や互助会制度

が、速やかに「特別基金」を廃止し、もとの体

書提出の動きも活発化している。

共済の救済のために与野党が一致して実効ある措置を早急に講じるよう強く要望することも、最

後までその実現を目指して奮闘する」との決意を表明した。

これまでに申し込まれた基金は、期限月まで有効で、万一の遭難などの場合はすでに積み立てられる。

新規の引受けを中止しており、民医連では、協同組合法に基づく活動をしていく方針だ。

また、保団連ではすでに6月以降新規の引受けを中止しており、民医連では、協同組合法に基づく活動をしていく方針だ。

今後、4月24日には、改めて与野党議員に要望

するための国会内集会を予定しており、懇話会共同記者会見および懇話会

金融庁要請（参加団体による金融庁に対する要請行動）も検討している。